

公印省略

30工第2231号
平成31年3月29日

県内各高圧ガス第一種製造者 様

福岡県商工部工業保安課長

高圧ガス保安法におけるタンクローリーなどの移動式製造設備の
使用の本拠の所在地の変更時における完成検査について（お知らせ）

平素は本県の産業保安行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。
ます。

標記の件について、別添のとおり整理しましたので、お知らせします。

添付資料：高圧ガス保安法におけるタンクローリーなどの移動式製造設備の
使用の本拠の所在地の変更時における完成検査について

<問い合わせ先>

工業保安課LPガス火薬係 担当：古海（ふるみ）

TEL : 092-643-3439（直通）

FAX : 092-643-3444

Mail : furumi-t9629@pref.fukuoka.lg.jp

別添

高圧ガス保安法におけるタンクローリーなどの移動式製造設備の
使用の本拠の所在地の変更時における完成検査について

1 お知らせ内容

- (1) タンクローリーなど、移動式製造設備の使用の本拠の所在地の変更時（以下「移設時」という。）におきましては、軽微変更には該当せず、高圧ガス製造施設等変更許可及び完成検査が必要です。
- (2) (1) につきましては、福岡県外から福岡県内への移設時、及び福岡県内における移設時（政令市（北九州市並びに福岡市）における移設時を含む）において適用となります。

2 本件の説明

(1) について

一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、冷凍保安規則に係る高圧ガス設備の移設については、各規則の別表 1 備考 2 に「移設等に係る高圧ガス設備であつて、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録が確認できる場合にあつては、当該使用の経歴及び保管状態の記録の検査をもつて、この表の各号に規定する記録による検査とすることができる。」と規定しているところ です。

本規定は、製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合に限らず、製造設備がタンクローリーなどの移動式製造設備である製造施設の場合にも適用されますが、あくまで各規則の別表 1 において、「記録」により検査することとなっている各項目について、「当該使用の経歴及び保管状態の記録」による検査とすることができる旨を規定しているものであり、検査自体を不要とするものではありません。また、各規則の別表 1 において、「目視」により検査することとなっている各項目については、現地における検査が必要となります。

さらに、本件については高圧ガス保安法第 14 条ただし書にて規定する「軽微な変更の工事」には該当しません。

以上の事由により、変更許可及び完成検査が必要となります。

詳しくは変更の許可申請等の際にお尋ねください。

(2) について

本件については、福岡県内の高圧ガス保安法を所管する行政庁（福岡県、北九州市、福岡市）において、同じ取扱いとすることとしております。